

証券不況と財界

——戦後大企業体制の確立——

菊池信輝

はじめに

一九六五年、五〇年代の後半からはじまり、「国民所得倍増計画」に代表される日本の高度経済成長は、重大な危機に見舞われた。

この経済危機の第一の理由は、高度成長を過信した企業が無秩序な投資に走り、過剰な設備や在庫を抱えたことであり、第二の理由は労使関係を安定させるための春闘に代表される賃金政策が、労働力不足も相俟って、賃金の上昇圧力として作用したことである。この二つの要因は企業の利潤の減少となって現われた。

そして第三の理由は、米国がケネディ・ショックに代表されるドル防衛策を採ろうとしたことにより、日本の

輸出政策にもかげりが見え始めたことであり、これは日本の貿易、資本の自由化が待たなしの状況にあることを痛感させた。

以上の要因は、心理的な不安も相俟って株価の下落に結びついた。このため六五年に起こった経済危機は「証券恐慌の危機」として現れることとなったのである。

従来の研究では、この経済危機が山一証券の経営破綻に代表されたことから、その危機を救った日銀、大蔵省、山一のメインバンクであった富士、三菱、そして日本興業銀行に注目が集まり、そうした「規制者」の危機管理の問題として取り上げられることが多かった。

しかしながら本稿が注目するのは、この恐慌の危機を救ったのは必ずしも日銀特融ではなく、国債発行を梃子

とした高度成長政策の一層の推進、それに伴う重厚長大
型産業の業況の回復にあったとする見解である。

こうした視点に立つと、この時代を国家体制も含んだ
広い問題として再認識することができる。というのも、
六〇年代前半期は通例イメージされるごとく一様な経済
成長を邁進した時代ではなく、後述するように政・官・
財の中にそれぞれ経済政策、国家政策を異にする派閥が
形成され、成長政策の是非をめぐって活発な論争を繰り
広げていたからである。かかる状況は当時の池田勇人政
権の不安定要因ともなり、それは続く佐藤栄作政権にも
引き継がれた。ところが、周知の通り佐藤政権はその後
長期政権となる。六五年の危機は六〇年の安保闘争をき
っかけとして大きな転換をあげたと考えられる日本の保
守政治の一つの試金石となったと考えられる。

本稿では以上のような経済界の対抗関係とそのもとに
おける政治の不安定化に着目して、六五年前後の政・
官・財の対抗関係と、その結果として選択された政策が
いかなるものであったのかを見ようとするものである。

その際、経済団体連合会、経済同友会、日本経営者団体
連盟、日本商工会議所という四つの経済団体を直接的に

意味する、日本の「財界」を主たる分析対象とする。

財界、しかも経済四団体を扱う理由は、まず第一に、
金融界、産業界といった、利害の異なる業界が四団体に
複雑に配されており、四団体それぞれの意見は、そうし
た業界の意見を調整した末にできたものであり、同時に
その意見の内容が業界間の力関係を表わしていると考え
られること、第二に、経団連とその他の団体を比較する
ことによって、大企業と中小企業といった企業規模に関
する影響力の差についても検討できると考えられること、
そして第三に、財界において調整・決定をみた政策が、
ほぼそのままの形で国家の政策として追求されているよ
うに考えられること、この三点である。

この最後の点が意味することは重要である。なぜなら、
この六〇年代中盤の政策決定は、ちょうど欧米で見られ
ていた福祉国家政策とは異なった路線を日本が採ること
となったこととも関連があると思われるからである。

さらに、この「証券不況」を単なる国家の危機管理の
問題としてではなく「体制」の問題として捉えることに
より、九〇年代後半の状況、すなわち二度目の経営危機
に直面した山一証券が、なぜ今回の場合自主廃業に追い

込まれたのかといった今後の日本の分析においても重要な示唆を与えるものと考えられる。

もっとも、限られた紙幅のなかで以上の課題をすべて解くことはできない。本稿ではさしあたり「財界」が六五年の不況をいかなる性格のものとして捉え、そして山一への日銀特融とそれに続く国債発行はどのようなことを意味したのかを追っていきたいと思う。

一 六五年の不況と財界

(一) 自由主義を標榜する経団連

経済団体連合会は、四六年に戦前の日本経済連盟、そして戦時中の重要産業協議会を引き継ぐ形で設立されたが、GHQの経済民主化の影響によって、戦前の財閥支配の復活とならないような足枷をはめられていた。⁽⁵⁾

第一に、中小企業の利害を代表する日本商工会議所と日本中小企業連盟が経団連の組織内に置かれ、第二に、金融資本、すなわち財閥の復活を招かないよう、日本産業協議会と全国金融団体協議会が並立された形で置かれた。経団連は三つの利益の異なる経済団体が鼎立する形でスタートすることを余儀なくされたのである。

特に、経団連の初代会長に非財閥系企業の経営者であった石川一郎が就任し、続いて第二代会長も一応三井系とはいえ、戦前から独立系企業であった東芝の石坂泰三によって担われたことは、戦後の「財界」が戦前の財閥と異なるものとなったことを予想させた。

もっとも、そうした戦後財界の組織上の特徴は、五二年の日本の独立回復にあわせて一部改正された。追放解除後、日商會頭となった藤山愛一郎の手により、日本商工会議所が経団連とは独立した経済団体とされたからである。藤山は、非財閥系の大企業と中小企業の利益を体現していた戦前期の日商の形式を復活させようと目論んでいたのであった。⁽⁶⁾

ところで、この五二年の組織改正は、後の六五年の不況の解決の仕方にも結びつく、大きな意味を持っていた。第一に、経団連は中小企業の利害を直接的に反映する必要がなくなり、より大企業の利益に忠実になることが可能になった。第二に、日商自体も大企業の利害を反映する団体になってしまった。戦後においてはいわゆる非財閥系企業というものが基本的に存在しなくなったからである。⁽⁷⁾特に日商内で最大規模を誇る東京商工会議所は、

地域柄、ほとんどが経団連と同じような大企業によって組織されることになった。⁽⁸⁾

こうした組織改革の結果、大企業団体に純化した経団連は、高度経済成長で大企業が成長するに伴って、より自由主義的な政策を追求することとなった。例えば日本企業、通産省内で慎重論の多かった貿易の自由化が予定よりも早く実行に移されることになったのはこのことの証左であった。⁽⁹⁾

もっとも、経団連が掲げる「自由主義」については注意が必要である。それは非統制ということでは一貫していた。しかしながら、それは決して共同行為を廃したり、企業の情報を公開して、公正かつ自由な競争をしようというものではない。彼らの経済的自由主義は、戦前期のように独占禁止法等が存在しない大企業優位の自由競争体制を意味したのである。ここから不況のたびに独占禁止法の緩和が主張されることになるのである。⁽¹⁰⁾

六〇年代に入ると、経団連は高度経済成長の最大の享受者となった。この「高度経済成長政策」は、通例言われているような産業基盤への重点的公共投資のみでなく、政府の経済界に対する規制を「誘導」によって行なう方

式にとどめ、さらには農業などの劣位産業の「切り捨て」をも含むものであった。こうした性格は、経団連に結集した大企業の構想がほぼそのまま政府案となったことを考えれば当然のことであった。⁽¹¹⁾ 安保闘争で混乱した国民意識を安定化させるため、池田首相が「国民所得倍增計画」の決定を急いだことがこうした事態につながったのである。

六〇年の保守政治の「低姿勢」への転換は、経済界においてはどうした大企業中心の国家形成という意味を持っていたことになる。池田政権こそが財界の政策を直接体現する初めての保守政権であった。

ところで、経団連にとって六五年の不況とは、この高度成長路線が暗礁に乗り上げたことを意味し、それは経団連内に並立していた金融資本と産業資本の利害の対立を表面化した。なぜなら、株価の低迷は産業資本の過剰な設備投資の影響に他ならず、金融資本としてはそれを規制しなければならなくなったからである。さらに証券会社による投資信託の販売や、積極的な株式の上場という直接金融からの資金調達、間接金融である銀行業界を刺激し、⁽¹²⁾ここに金融業界内部の対立も生じることにな

ったのである。

六五年当時、経団連内で行なわれた座談会は、こうした対立を浮き彫りにしている⁽¹³⁾。

産業資本の代表である会長の石坂は、株価を支えるために設立された「日本共同証券」を激しく非難し、より自由化を進めてこの危機を乗り切ることを主張した。この「自由化」の意味するところは、独禁法の緩和や法人税の引き下げといったものであった。石坂は前年の九月にも「ひずみはあるのは当然だ」という発言をし、公共投資などの政府の景気対策を否定していたのである⁽¹⁵⁾。

これに対してこの後すぐに日銀総裁に転出する三菱銀行頭取で経団連副会長の宇佐美洵は、引き締め政策による経済危機の打開を主張していた。

そしてこの座談会は、「民間貧乏論」が俎上に昇ったのをきっかけに、「国債発行減税論」に収束する。当時河合良成小松製作所会長は、高率の法人税の故に、GNPで見れば好況であっても、個々の企業では蓄積が妨げられているという論陣を張っており、経団連はこの話をもとに「減税の分だけでも国債を」という形での赤字国債の発行を求めたのである。

経団連は六五年の不況の打開策においても、国家による規制ではなく、さらなる企業活動の自由の拡大を提唱したのである。この「自由主義」路線は、経済同友会の唱えた「安定成長」路線と鋭く対立するものであった。

(二) 安定成長を模索する経済同友会

経済同友会は四六年、戦後最も早く組織された経済団体であり、直接的にはGHQによる労働組合奨励策に対抗するものであった。

その後経済界に対するパージが進行するに連れ、同友会に集った若手の経営者達がそれを逃れることができたことから、戦後直後、一時的ではあるが大きな影響力を持った。特にそうした経営者達は戦時中の革新官僚に見られた労使融和の企業経営を考えた人物が多かったため、戦後の労働、経済の民主化において「戦後型」の労使秩序の構想者として労使双方の期待を担うこととなった⁽¹⁶⁾。

例えば、同友会が中心となって四七年二月に組織された「経済復興会議」は、当時強力な勢力を誇った共産党系の労働組合センターであった「産別会議」との橋渡し役として経済界から大きな期待を寄せられた⁽¹⁷⁾。

しかしながら、こうした経済同友会が持った「先進性」は結局のところ日本の労使秩序や国家体制を決定することにほなり得なかつた。

第一に、この「経済復興会議」が産別会議の反対、また経営側も産別会議との妥協に踏み切れなかつたために失敗に終わった⁽¹⁸⁾。このことは労使融和型の労使秩序に対する不信感を生み、四八年の、より戦闘的な経営者団体である日本経営者団体連盟の結成につながつた⁽¹⁹⁾。

第二に、そうした政策上の失敗などから同友会内に路線対立が生じ、その結果同友会からはかの経済団体に移植していくという事態が、一種の伝統となつていった。その事例は労使問題だけでなく、経済問題でも生じた。例えば五〇年代後半から起こつた「資本自由化」をめぐる経団連との論争の後、八幡製鉄の稲山嘉寛や、代表幹事までつとめた三井物産の水上述三が自由化が進むのに呼応するかのよう⁽²⁰⁾に経団連に主たる活躍の場を移して行くのであつた。

このような要因によつて六〇年代半ばにおける同友会の性格は、第一に、公企業的な企業の経営者（日本興業銀行頭取の中山素平、東京電力社長の木川一隆）が主

導権を握り、第二に、経団連に比べて金融資本の、それも旧三大財閥以外の金融業界の利害を反映する傾向が強⁽²¹⁾く（六三年八月までの二人代表制は産業界と金融界の代表という意味であつた）、第三に、労働者に対する直接的な影響力を持たなくなつた、というものとなつていた。こうした組織上の特徴により、同友会は規制主義的な政策を打ち出すことになる。

第一に、同友会は、通商産業省が提唱した「特定産業振興法」案に当初は賛成した。この法案は、同省主導で企業合併、融資の調整を行なうというものであり、経団連、特に日本銀行協会から官僚統制であるとの反対に遭い、あえなく廃案の憂き目にあつたものである⁽²⁰⁾。

第二に、同友会は、富士銀行の岩佐凱実、興銀の中山、そして日興証券の湊守篤の手で「自主調整」案を提唱した⁽²¹⁾。これは大企業同士が過剰な設備投資合戦を繰り広げる現状に対し、設備投資を話し合ひで規制しようとするものである⁽²²⁾。

同友会の路線は、高度経済成長の批判としての「安定成長」政策と呼ぶべきものであつた。論客の一人、湊によれば、この「安定成長」は、労資協議制による生産性

向上の分配によって国民を豊かにする、「福祉国家」構想でもあったのである。⁽²³⁾

もっとも同友会の安定成長路線はしばしば幹部の出身企業との関係で矛盾し、曖昧となるが多かったことも見逃せない。例えば湊の議論は彼らの出身母体である興銀や日興証券の利害と食い違った。なぜなら証券会社である日興証券はもちろん、金融債を主な資金の調達源としている興銀にとっても、証券恐慌は直接的に自らの危機を意味したからである。

経済同友会にとって六五年不況は、これまで自身が唱えてきた問題点が一気に吹き出したものに他ならなかった。それは経営者の自己責任をないがしろにした過剰な投資の反動であり、同友会の批判は経団連と池田政権への批判であった。ところが危機的な局面を迎えて、同友会はその路線を大きく動揺させることとなったのである。

(三) 高度成長体制を下支えする日経連と日商

経団連と同友会の路線対立の背景には、日経連と日商の独自の役割があった。労使関係の安定と中小企業の大企業への従属がなければ、そもそも経団連の自由主義路

線が生じる余地などないからである。しかしながら、六五年当時、両者は通常考えられているような直接の規制力を有していたわけではなかった。

日経連の初期の幹部は経済同友会の幹部を兼ねており、日経連は明らかに「経済復興会議」の失敗を受け、戦間的に転化したものであった。ドッジ・ラインを受けた四九年からの「企業整備」期における労働運動への対抗に對する「指導」はそうした路線の最高潮期であった。⁽²⁴⁾

また日経連の幹部達は傾斜生産方式によって優遇されていた石炭、鉄鋼産業や、⁽²⁵⁾比較的復興が容易であった繊維産業の経営者であり、産業構成上も同団体が全産業的な影響力を持つことを可能にしていた。

しかしながら、日経連は高度成長に伴う石炭産業の斜陽化、⁽²⁶⁾繊維産業の天然繊維から化学繊維への転換などにより、⁽²⁷⁾産業部門内における影響力を減退させ、同時に労働対策の側面でも主役の座から離れることとなった。

特に五七年と五九年の鉄鋼産業における業種別ストの試みと、その経営者間の団結による事実上の勝利に際して日経連が関与できなかったことが、日経連の地位の大きな転換点となった。⁽²⁸⁾六〇年代になるとむしろ日経連は、

鉄鋼や電機、化学産業における同盟やIMF-JCなどの労使協動的な労働運動と大企業経営者との間で形成される高賃金の妥結体制を批判する側にまわったのである。⁽²⁹⁾日経連は、その活動の場を依然として戦闘的であった中小企業の労働問題に移さざるを得なくなった。

さらに、この時期以降に日経連が力を持ったのは、炭坑離職者の再就職であるとか、社会保障が企業収益を圧迫しないようにする、といったようなどちらかといえば高度成長のひずみの尻ぬぐい施策であった。⁽³⁰⁾

したがって、六五年の不況の際、日経連は所得政策などの全産業にわたる物価安定策を講じる力を持っていなかったし、大企業や主流産業を利する政策を主導することもできなかったのである。

だが、この時期に日経連が社会保障を低額かつ企業の自主運用ができるような形にするように働きかけたこと、六五年の日韓基本条約反対闘争や七〇年安保に対して予防的に強硬な姿勢を打ち出したことは、⁽³¹⁾ともすれば経済主義のなかで弛緩しがちな労使関係を引き締める意味合いを持っていた。

日経連は産業界において非主流派に転じたことにより、

むしろその政治性を強めることになったのである。

これに対して日商の動きを追うと、同団体が中小企業問題について活動することが余りにも少ないことに気づかされる。日商が主として取り組んだのは、日経連ばりの労働問題解決や、生産性向上運動であった。⁽³²⁾これには、ひとつには大企業では下火になった戦闘的な労働運動が、中小では未だ強力であったことが作用しているよう。しかし、より大きな要因だったと考えられるのは、経団連の節で述べた五二年以降の日商の「性格」の変化である。すなわち同団体は中小企業団体としての影響力を弱め、むしろ大企業主体の政策を正統化するに過ぎなくなってしまっていたのである。⁽³³⁾

このことは藤山の後を受けて日商並びに東商の会頭を務めることになった足立正の動向に象徴されていた。足立は戦前の王子製紙の社長であったが、追放解除後は目立った企業経営に関する業績はなかった。こうした経歴は明らかに足立が戦後の状況に対応した中小企業の代表者になることを阻んだ。

足立は日本生産性本部の第二代会長を兼任しており、そこで述べられる意見はおよそ中小企業の保護や育成を

唱えるものではなく、コスト削減のためにも生産性を向上し、その運動の過程で労使問題を解決せよ、というものであった。⁽³⁴⁾ 足立は貿易自由化に際しても経団連と歩みをともし、むしろ自由主義派だったのである。⁽³⁵⁾

日商はGHQが当初予定していた大企業の専横を防止する団体ではもはやなくなっており、このことは五〇年代における数々の中小企業立法がことごとく経団連の干渉にあって挫折し、⁽³⁶⁾ 六五年に中小企業が深刻な打撃を受ける要因ともなっていたといえる。

二 山一証券への日銀特融と国債の発行

(一) 山一証券への日銀特融

山一証券が四大証券の中でも最も深刻な経営状態に至ったのは、個人よりも法人に営業活動の中心をおいており、証券各社の上場競争の際、二部市場上場を過度に働きかけたり、上場前の企業を多く抱えたこと、そして投資信託による大衆化に後れをとり、手数料収入が他社に比して劣ったことである。⁽³⁷⁾

だが、山一を危機に陥れた責任は、そうした不備を利用して直接金融から資金を調達しておきながら、いざ株

価が低迷すると、それに関心を示さない、産業資本の側にもあった。⁽³⁸⁾

メインバンクであった富士、三菱、興銀は、既にこの窮状を救うべく、大蔵省との協議にかかっていた。大蔵省はこれに先立ち、「坂野通達」から一連の証券業界の規制に乗り出す。⁽³⁹⁾ 証券局の設置はその集大成であった。ところが、問題はそうした当局の規制もならん証券業界の立ち直りには結びつかなかったことである。

大蔵省としてはこの段階で既に日銀による何らかの市場介入を狙っていたと思われるが、当時の山際正道日銀総裁は、それまでも金融政策をめぐって産業界と対立するなど、何とか日銀の独立性を保つのに必死だった。このため、日銀法の改正まで政府自民党との間で検討されることになったのである。⁽⁴⁰⁾

日銀がその独立性を保とうと必死な以上、そのほかの手段を講じるほかはない。「日本共同証券」による株価支持、⁽⁴¹⁾ というのはその意味では苦肉の策であった。

だが、この方式も「市場主義からの逸脱」という批判に代表される産業界と銀行による証券界への干渉を嫌った当の証券業界の反発を買って頓挫した。⁽⁴²⁾

六五年になると、今度は証券業界が独自に「証券保有組合」を立ち上げ、産業界はむしろこちらに資金供給を行なったと言われている。⁽⁴³⁾

ところで、その間、こうした図式には大きな変化が生まれていた。第一に、六四年一月に池田首相が咽喉痛のために退陣し、佐藤内閣が組閣され、第二に、同月、日銀総裁が山際から三菱銀行頭取の宇佐美に代り、そして第三に、六五年に入ってから「山陽特殊製鋼」などのように、中堅企業においても倒産がおこるようになった。

このうち、第一点と第二点の間には密接な関係がある。池田はもともと大蔵官僚であり、吉田茂内閣の蔵相を務めた際には引き締め論者であった。池田のブレインで財界内の独立した強力な勢力だった「財界四天王」にしても、路線としては経済同友会系であり、彼らの考えた「国民所得倍増計画」は、「国民大衆の生活水準をあげ」、「都市と農村の格差をどんどん縮めていく」、一種の福祉国家政策だったのである。⁽⁴⁴⁾

ただ、前述の通り、最終的に決定されたその計画が実は経団連主流派の案に沿ったものであったため、池田はむしろ経団連をバックにつけることになり、政権末期に

は「財界四天王」も池田から遠ざかっていった。⁽⁴⁵⁾ 池田は政権が揺らぐと、より経団連寄りに姿勢を変えて保身に走り、「ダウ二二〇〇円死守」という池田の方針は、その端的な表現であった。その意味では、佐藤内閣下の宇佐美日銀総裁は明らかに「申し送り人事」であった。⁽⁴⁶⁾

佐藤は経済政策においては、大蔵省出身の福田赳夫を擁していたほか、日興証券の湊をブレインとしていた。佐藤内閣が経済同友会と近いというのはその限りでは誤りではない。⁽⁴⁷⁾ だが、佐藤が所信表明演説で「安定成長」を唱えたことが景気の低迷に拍車をかけ、これが前述の同友会の路線の「動揺」を一層大きなものとしたのである。

六五年五月一九日、大蔵省、日銀は富士、三菱、興銀のほか一五行の代表をそろえた席で金利減免措置を各行に要請するが、この席では同意を得られない。山一の経営危機の情報を秘匿していたことが裏目に出たのである。

新聞協定の網を抜けて、西日本新聞が山一の窮状を報じ、山一は「取付け」という事態に追い込まれた。田中角栄蔵相は五月二七日に他の一五行が金利減免措置を飲んだことを受け、日銀水川寮で日銀の佐々木直副総裁、大蔵省佐藤一郎事務次官、高橋俊英銀行局長、加治木俊

道官房財務調査官、興銀・中山、富士・岩佐、三菱・田実渉の三頭取と会談に臨み、ここで山一への日銀特融を強引に決定する。さらに田中はマスコミ向けに「無担保かつ無制限」という「虚偽」の発表をし、これを機にとりあえず山一への取付騒ぎは収まる。しかしながら、相場の回復はこれを契機にはおこらなかった。そしてさらに重要なことは、この救済策が規制官庁と同友会の幹部によって担われていたことだった。

(二) 国債の発行と安定成長派の転換

山一救済を終えた七月の参院選で自民党は大敗する。

特に東京では上位を社会党に独占され、佐藤は落胆する。

山一を救いながら、中小企業などには積極的な支援策を行なわなかったのだから当然であるが、この選挙結果は、総評をはじめとする戦闘的な労働運動を活気づけた。社会党が「明日への期待―社会党政権の政治」を発表するまでの一連の流れは、不況の深刻化を好機と捉えた総評のテコ入れに他ならなかった。⁽⁴⁸⁾

こうした中、佐藤は、経団連の反対が予想されるにもかかわらず一証券会社を救った以上、その見返りを考え

なければならなかった。

佐藤は内閣改造で山一を処理した田中を幹事長に格上げし、代わりに福田を蔵相に起用した。福田は「経済政策会議」を定期的に開催し、持論であった公債の発行を佐藤に進言していたが、特に七月二日に経済同友会が抜本的な経済政策を望むとの要望をしに来たことをきっかけに、「公債辞さず」の声明を発表する。同友会は同年五月の湊による「陳腐化老朽設備棚上げ案」など、山一証券の破綻をきっかけに、積極的な赤字国債発行論を打ち出していたのである。⁽⁴⁹⁾

さらに、本来政治的な働きかけや、直接の圧力団体活動をしないはずの経団連も、翌二三日、副会長の植村甲午郎が景気対策と輸出振興を要請したことから、内閣は一挙に国債発行へと歩みを進めることとなる。

安定成長路線の同友会と、更なる高度成長を求める自由主義路線の経団連の対立は、赤字国債の発行という点で遂に折り合った。それを促したのは以上のような「体制」の危機という認識に他ならなかった。国債発行に消極的だった「財界四天王」の小林中と桜田武がともに「財政構造審議会」の正副会長を務め、国債発行を推進

する側に転換したのは、こうした危機感抜きにはありえないことだった。⁽⁵²⁾

それでも同審議会の答申は福田の持論でもあった経済の安定成長のための福祉国家政策を標榜するものであったが、⁽⁵³⁾これを受けた「金融制度調査会」の答申では、引き受け側の負担を理由に「継続的な国債の発行」を求めた。⁽⁵⁴⁾こちらの審議会の方は同友会出身の山際前日銀総裁を会長に、新たに日本銀行協会の会長となった岩佐富士銀行頭取を委員に加えていたものだった。つまり継続的な国債発行の承認は、同友会系の金融機関の経営者が、新しい金融商品の魅力の前に、彼らの路線と矛盾した選択をしたことを意味したのである。

さらに、この段階ではまだ国債発行は安定成長のための一手法に留まる可能性を有していたが、そもそも国債発行の最も強力な反対勢力となるはずの日銀は、経団連の意を受けた三菱の宇佐美が総裁であったし、日銀プロパーで同友会の副代表幹事でもあった佐々木は山一救済で矢面に立たされ、政治的に劣勢となっていた。

大蔵省もポリシー・ミックスによって、より裁量的な行政が行なえる等の理由から賛成に回ったのだが、⁽⁵⁵⁾山一

救済が金融政策の失敗の故であるという点では日銀同様、政治的に弱みを持つこととなった。つまり金融を監督する官僚機構は、いわば経団連に山一救済と引き替えに赤字国債を飲まされたのであり、その意味では財政赤字の拡大に傾く危険性を当初から有していたことになる。

また、総評や社会党は、当然のことながら無秩序な資本主義に拍車をかけるものとして猛反対するが、これも既に経済主義に転じていた労働運動の主流の勢いをとめられず、国債発行が大企業主体の方針で行なわれることを規制できなかった。即ち、IMF・JICや同盟などは、生産性本部の運動に端的にあらわれるように、⁽⁵⁶⁾この不況を国際化に向けた試練と考え、これを生産性の向上で乗り切ろうとしており、国債発行による景気回復も、自らのパイを大きくするための政策と考えられたからである。以上のように、山一救済とそれにとどまらない経済危機を救うための国債の発行は、「安定成長派」の経済同友会や官僚機構の決定的な転換を意味していたのである。

三 終わりに―財界主流派の利害の貫徹

六五年の山一証券への日銀特融と国債の発行は、財界

内部のその産業構成上の特質と関連した力関係、さらに労使関係も含めた社会の状況によって決定されていたと結論づけていいだろう。その梃子となったのが「安定成長派」の同友会だったのは皮肉だった。

その後の歴史は次のようなものとなった。赤字国債の発行が再び企業の樂觀的な投資を可能にし、六八年から「いざなぎ景気」につながった。山一はこの波に乗って七〇年には特融を完済した。経団連はいよいよその体制を固めた。好景気は戦闘的な労働運動をより弱体化し、同時に中小企業問題も一時的にはあるが表面化しなくなっただけである。

この結果、日経連と日商の役割はさらに低下し、日経連は七〇年安保対策など、政治的な運動に重点を大きく移動させた。同友会はより経済効率をあげるために新日鉄などの大型合併を提唱するなど、経団連以上に大企業主体の政策を掲げるようになった。

こうした財界内の力関係は、自民党への政治資金プール機構「国民協会」の出資比率からも明らかだった。六五年頃を境に鉄鋼、電機、化学、自動車といった戦後型の重化学産業がその中心を担うようになったのである。⁽²⁾

政治の側面においては、佐藤が見せたように、「寛容と調和」とか「高度福祉国家」といったその理念とはほぼ無関係に、財界主流派への追従こそがその存立の基盤であり、実際彼の政権は戦後最長のものとなった。官僚機構もますます財界に対する規制力を失ってきていた。

「成長志向型国家」とか、「弱い国家」と評される、一言で言えば西ヨーロッパ福祉国家とは異なるタイプの企業主義的な国家体制が「確立」したのは、この六五年のことだったのである。

この事件の現在への示唆といえば、財界における時の主流派の意向がいかに経済政策を左右するか、ひいては国家の政策やシステムを左右するか、という点に他ならない。九〇年代の終わりにも、財界の主流派は、減税と行政改革と引き替えに、ようやく金融機関への公的資金導入を認めたのであった。

(1) 六五年の不況の総括的な評価については経済企画庁編『現代日本経済の展開—経済企画庁三〇年史』(大蔵省印刷局、一九七六年)、第六章「三〇年代後半の景気調整と四〇年不況」を参照。

(2) 例えば、草野厚「山一証券破綻と危機管理一九六五年

と一九九七年(朝日選書、一九九八年)、財団法人日本証券経済研究所編『続戦後証券史を語る』(一九九六年)の特に「解題」を参照。

(3) これは六五年当時日銀の理事であり、その後山一証券経済研究所の所長となった吉野俊彦の見解である。吉野俊彦『企業崩壊』(清流出版株式会社、一九九八年)八七、九〇頁。また、同様の感想は野村証券の瀬川美能留、日興証券の日高輝の回想によっても確認できる。瀬川美能留「証券市場と大衆資金」志村嘉一監修、エコノミスト編集部編『戦後産業史への証言四 金融の再編成』(毎日新聞社、一九七八年)、日高輝「私の履歴書」日本経済新聞社編『私の履歴書 経済人一六』(日本経済新聞社、一九八一年)所収。

(4) 一九六〇年が日本の保守政治の一大転換点であったとする見解については、渡辺治『日本国憲法「改正」史』(日本評論社、一九八七年)参照。

(5) 以下の経団連設立までの過程については経済団体連合会『経済団体連合会前史』(経済団体連合会、一九六二年)を参照。

(6) 安原和雄『日商会頭の戦後史』(ビジネス社、一九八六年)六七頁。

(7) 柏谷信次「屈折する財界機能―「日商」―』一九八二年版国民の独占白書 財界―政・官との癒着の構造―(平和経済計画会議独占白書委員会、一九八二年)一四〇頁参照。

(8) 日商の幹部は各地の商工会議所の幹部が兼ねたが、例えば、一九六五年の東商の幹部は以下のようになっていた。副会頭、永野重雄富士製鉄社長、司忠丸善社長、本田弘敏東京ガス社長、高垣勝次郎三菱商事会長。

(9) 日本経営史研究会編『経済団体連合会三十年史』(社団法人経済団体連合会、一九七八年)、第一章第四節「貿易・為替の自由化と経済協力の推進」。

(10) 経団連側から経済的自由主義と独占禁止政策の関係について整理した、内田公三「経団連と日本経済の五〇年―もうひとつの産業政策史」(日本経済新聞社、一九九六年)がこの特徴をよく説明している。

(11) 前掲、『経済団体連合会三十年史』第一章第一節第五項「経済計画策定の動向 国民所得倍增計画」参照。ここには六〇年五月一九日段階の国民所得倍增計画「基本方針」は安定成長的な色彩を持っていたものの、経済審議会内における、より大企業主体の長期部会による「日本経済の長期展望」、そして九月の池田内閣「新政策」公表後の経団連からの働きかけにより、「それまでの計画の総花的性格を脱し、政府部門の計画に重点を置いて民間部門には誘導政策を採用することが明らかにされた」というように変質したことが述べられている。

(12) 系列融資のもとの間接金融を通じた融資競争は、オーバー・ローン問題として現われた。これに対して五〇年代から数々の対策が試みられていたが、それらは決定的な打開策とはならなかったのである。全国銀行協会連合会

『銀行協会五十年史』(全国銀行協会連合会、一九九七年)

一〇〇〜一一〇頁参照。

(13) それは当時の「銀行よさようなら」というキャッチフレーズに象徴される。坂野常和「高度成長期の証券行政」

前掲『戦後産業史への証言四 金融の再編成』所収を参照。

(14) 「座談会 新年経済の課題と今後の経済政策」(六四年

一月一四日) 経済団体連合会『経団連月報』一九六五年一月号、二〇〜三三頁。

(15) 「座談会 経済政策当局の問題点―いわゆる高度成長のひずみを中心に―」『経団連月報』一九六四年九月号、二頁。

(16) 以上の記述は羽岡乙彦『経済同友会十年史』(経済同友会、一九五六年)を参照。

(17) 経済団体連合会『経済団体連合会十年史(下)』(経済団体連合会、一九六二年)第二章第二節第一項「労働政策と当会(日経連創立まで)」参照。

(18) 労働側の復興会議についてすぐれた分析を行なっているのは中北浩爾『経済復興と戦後政治 日本社会党一九四五〜一九五一年』(東京大学出版会、一九九八年)である。本書は「外資導入」が復興会議の分水嶺になったと指摘している。日産協など経営側の復興会議に関する認識については山下静一『戦後経営者の群像』(日本経済新聞社、一九九二年)三二〜四五頁を参照。

(19) これを同友会左派、同友会右派の対立の結果だとしているのは、大嶽秀夫『戦後日本のイデオロギー対立』(三

一書房、一九九六年)、第一章第一節「戦後財界のイデオロギーの原型―「経営権」の確立による労使対立の克服―」であるが、イデオロギーよりもむしろ状況に対する「対応」の側面の方が強かったように思われる。

(20) 「同友会、趣旨に賛成」『朝日新聞』一九六三年二月一日五四面。だが、通産省案が融資先の決定についても規制力があるなど、官僚統制の傾向が強いことを知ると、同友会も同法案に対して消極的になる。岡崎哲二「菅山真次、西沢保、米倉誠一郎『戦後日本経済と経済同友会』(岩波書店、一九九六年)一六〇〜一六三頁。

(21) 同、第二章「高度経済成長と開放体制への転換」を参照。

(22) 経済同友会「自主調整実行のため「産業調整会議」の設置を」『経済同友』一九六二年四月二五号。

(23) 日興リサーチセンター編『安定成長再論―湊守篤遺稿をめぐって』(東洋経済新報社、一九七三年)。

(24) 以上の記述は日本経営者団体連盟『十年の歩み』(日経連創立十周年記念事業委員会、一九五八年)参照。

(25) 労働側における影響については古賀専「産業復興運動と労働組合運動の対応」高梨昌「証言戦後労働組合運動史」(東洋経済新報社、一九八五年)、経営側における影響については日経連三十年史刊行会『日経連三十年史』(日本経営者団体連盟、一九八一年)一四五〜一五〇頁。

(26) 小野清造「欲しい総合計画」『経営者』一九五三年三月号六〜九頁。小野は当時富士製鉄常務取締役。

(27) 通産省が合成繊維(一九五三年四月)、合成樹脂(一九五五年六月)、石油化学(一九五五年七月)、合成ゴム(一九五九年四月)などの育成策を講じたのに加え、各企業グループ内で石油化学の育成合戦が行なわれた。奥村宏『日本の六大企業集団(文庫版)』(朝日文庫、一九八四年)一八二〜一八六頁参照。

(28) この争議の持つ大きな意味合いについては、松崎養「鉄鋼争議一九五七〜一九五九」労働争議史研究会編『日本の労働争議(一九四五〜八〇年)』(東京大学出版会、一九九一年)、日本鉄鋼産業労働組合連合会『鉄鋼労働運動史(二〇年のあゆみ)』(日本鉄鋼産業労働組合連合会、一九七一年)四三〇〜四四九頁などを参照。

(29) 大企業で形成された賃金が、春闘を通じて下位の企業にも伝播してくるからである。日経連常任理事会「四十年春闘に対する申し合わせ」(一九六五年一月一九日)、日本経営者団体連盟『二十年の歩み』(日本経営者団体連盟、一九六八年)所収。

(30) 日経連の石炭問題の処理については、『日経連三十年史』第五章「六十年安保に至る日経連活動」、第六章「高度成長の到来と労務管理の刷新」を参照。また社会保障については、日本経営者団体連盟「厚生年金と企業年金との調整構想に関する意見」(一九六三年二月九日)、ならびに「調整年金積立金の運用に対する意見」(一九六四年二月一八日)を参照。

(31) 『日経連タイムス』一九六五年一〇月二八日号。前田

一専務理事はこの不況を契機とした総評の動きを七〇年の安保定と結びつけて論じていた。

(32) 東京商工会議所労働委員会『東商労働関係建議・提言集』(東京商工会議所、一九六八年)。

(33) 前掲、柏谷信次「屈折する財界機能―「日商」を参照。

(34) 日本生産性本部『生産性運動一〇年の歩み』(日本生産性本部創立一〇周年記念出版、一九六五年)。

(35) 以下の座談会を参照。「座談会 新段階を迎える日米経済の諸問題」経済団体連合会『経団連月報』一九六〇年三月号二〇〜三二頁。

(36) 前掲、『経済団体連合会三十年史』第一章第三節第四項「独占禁止法改正問題 中小企業団体法案の検討」を参照。

(37) 山一証券百年史編纂委員会『山一証券の百年』(山一証券株式会社、一九九八年)第五章、特に一八六〜一八七頁を参照。

(38) 以下の座談会を参照。「座談会 金融のひずみと正常化への道」『経団連月報』一九六五年二月号一六〜三〇頁。

(39) 「坂野通達」については、前掲坂野常和「高度成長期の証券行政」を参照。

(40) 佐々木直「激動期の日銀」前掲『戦後産業史への証言四』二二二〜二二三頁。

(41) 「日本共同証券」設立までの過程については、加治木俊道「四〇年証券恐慌」前掲『戦後産業史への証言四』所

収を参照。

- (42) 中山素平「山一救済の舞台裏」前掲『戦後産業界への証言四 金融の再編成』所収一六〇頁。
- (43) 前掲、加治木俊道「四〇年証券恐慌」一四五頁。
- (44) 「産経新聞社長長水野成夫に訊く」『中央公論』一九六三年一月号、三六三頁。
- (45) 財界四天王の小林中は池田が経済政策に偏りすぎていると批判していた。阪口昭、鈴木幸夫、平田真己「日本財界の実力者」『中央公論経営問題一九六四年秋号』二九九頁。
- (46) 『佐藤栄作日記』(朝日新聞社、一九九八年)第二巻一九六四年一月四日の項。
- (47) 国会通信編集部編『経済同友会―その理論と行動』(国会通信社、一九六五年)。
- (48) 日本社会党「明日への期待―社会党政権の政治」(一九六六年一月二日) 日本社会党政策資料集刊行委員会、日本社会党政策審議会編『日本社会党政策資料集』(日本社会党中央本部機関支局、一九九〇年)二〇八―二三三頁。
- (49) 経済同友会「当面の不況対策」一九六五年七月二日。またこの間の状況については『経済同友会三十年史』(経済同友会、一九七六年)一八八―一九〇頁を参照。
- (50) 湊守篤「陳腐化老朽設備棚上げ案」。前掲、『安定成長再論―湊守篤遺稿をめぐって』所収。
- (51) 経済団体連合会「当面の景気対策について」一九六五年七月二三日。
- (52) 大谷健『櫻田武の人と哲学』(日本経営者団体連盟弘報部、一九八七年)二三五頁。
- (53) 財政制度審議会「中間報告」大蔵省財政史室編『昭和財政史―昭和二七―四八年度第一五巻 資料(三) 租税・国債』(東洋経済新報社、一九九七年)三七二―三七八頁所収。
- (54) 金融制度調査会「国債発行にともなう金融制度のあり方」同三七八―三八三頁所収。
- (55) 大蔵省財政史室編『昭和財政史―昭和二七―四八年度第二巻 財政―政策及び制度』(東洋経済新報社、一九九八年)二一六―二一七頁。
- (56) 日本生産性本部「生産性運動三十年史」第四章第一節「構造不況」を切り切るために」(日本生産性本部、一九八五年)参照。
- (57) 花村仁八郎『政財界パイプ役半世紀―経団連外史』(東京新聞出版局、一九九〇年)九〇頁。

一九九九年九月二十二日 受稿
一九九九年十一月五日 受理

(一橋大学大学院博士課程)